

## 生活支援員（パート職員）の募集

- ▽募集内容 職 種 日常生活自立支援事業 生活支援員  
採用人数 若干名
- ▽雇用形態 契約職員（パート職員）
- ▽採用日 要相談
- ▽勤務場所 後見支援センター
- ▽応募要件
- ・普通自動車運転免許
  - ・地域福祉に理解のある方
- ▽雇用期間 2020年3月31日まで（契約更新の可能性あり）
- ▽業務内容
- ・日常生活に必要なお金の入出金の手続き
  - ・福祉サービスの利用に関する相談
- ▽勤務条件
- 時 給 890円（9月2日現在）
- 通勤手当 規程により支給
- 賞 与 なし
- 勤務時間 週1回程度 平日訪問  
訪問1回当たり2～3時間
- 休 日 土日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
- 年次休暇 規程により付与
- ▽応募方法 事前に下記まで連絡のうえ、9月30日までに履歴書（写真添付）を持参または送付してください。  
※提出書類は返却しませんのでご了承ください。  
※個人情報保護法に基づき、提出書類の個人情報については、当該目的のためにのみ使用します。
- ▽採用方法 10月18日（金）に研修および面接を実施後に決定
- ▽受付時間 午前9時から午後5時30分まで（土日・祝日を除く）

### 【お問合わせ／提出先】

〒673-0037 明石市貴崎1丁目5番13号

明石市社会福祉協議会

後見支援センター 担当 濱田・水口・香山

電話 078-924-9151

FAX078-924-9134



# 生活支援員募集！

## 生活支援員とは？

「日常生活自立支援事業」において、利用者の自宅や日中活動の場に出向き、必要なお金を渡す支援員のことです。支援内容は、社会福祉協議会と利用者が話し合っただけ決めた支援計画に基づいて、週1回程度、1回につき2～3時間程度の支援となります。

## 日常生活自立支援事業とは？

高齢の方や知的・精神に障害のある方などで、判断能力が十分ではなく、地域で生活するのに不安のある方に対して、福祉サービスを利用するための手続きの仕方や毎日のお金の管理などを援助する、社会福祉協議会の事業です。

## 支援員の活動内容

- ・日常生活に必要なお金の入出金の手続き  
(支援にあたって必要な通帳と通帳印を預かります)
- ・福祉サービスの利用に関する相談



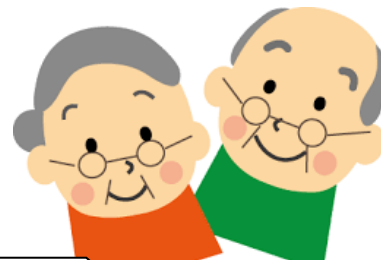
## 支援員の1日(例)



9:00 社協  
支援の準備



9:30 銀行  
現金をおろす  
支払いを代行する



10:00 利用者宅  
現金を渡す  
次回の訪問相談

11:30 社協  
支援終了  
訪問の記録